

教育委員会提出議案

第 17 号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 27 日

豊島区教育委員会教育長 金 子 智 雄

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成 12 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 12 号を第 13 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(12) 法第 26 条の 5 第 1 項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 12 号」を「第 13 号」に改める。

第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第 5 条第 1 項第 10 号中「以下同じ」を「以下「修学部分休業」という」に改め、同項第 11 号中「以下同じ」を「以下「高齢者部分休業」という」に改め、同条第 5 項中「法第 26 条の 2 第 1 項に規定する」及び「法第 26 条の 3 第 1 項に規定する」を削り、「又は育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業により勤務しない時間」を「、育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第 18 条の 3 に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
(支給対象外職員) 第2条 条例第24条第1項前段の規則で定める職員（条例第25条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる職員とする。 (第1号から第11号まで現行に同じ。) <u>(12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）</u> <u>(13) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員（以下「配偶者同行休業中の職員」という。）</u> 2 条例第24条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる者とする。 (1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から<u>第13号</u>までの規定のいずれかに該当した職員 (第2号から第5号まで現行に同じ。) (基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間) 第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする（第1号から第6号まで現行に同じ。） <u>(7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間</u> <u>(8) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間</u> (欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定	(支給対象外職員) 第2条 条例第24条第1項前段の規則で定める職員（条例第25条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる職員とする。 (第1号から第11号まで省略) <u>(新設)</u> <u>(12) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員（以下「配偶者同行休業中の職員」という。）</u> 2 条例第24条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる者とする。 (1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から<u>第12号</u>までの規定のいずれかに該当した職員 (第2号から第5号まで省略) (基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間) 第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする（第1号から第6号まで省略) <u>(新設)</u> <u>(7) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間</u> (欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定

された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による１日の正規の勤務時間（以下「１日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を７時間４５分をもって１日（第１号から第３号まで及び第６号から第９号までに掲げる期間にあっては２分の１日とし、第１０号及び第１１号に掲げる期間にあっては３分の１日とする。）として換算した日数（１日（第１号から第３号まで及び第６号から第９号までに掲げる期間にあっては２分の１日とし、第１０号及び第１１号に掲げる期間にあっては３分の１日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (１)～(９) 略 (１０) 法第２６条の２第１項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。<u>以下「修学部分休業」という。</u>）をしている職員として在職した期間 (１１) 法第２６条の３第１項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。<u>以下「高齢者部分休業」という。</u>）をしている職員として在職した期間 (１２)、(１３) 略 ２～４ (略) ５ 前３項に定めるもののほか、第１項の欠勤等日数の算定に当たっては、１日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、<u>育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第１８条の３に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間</u>（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第１項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和７年４月１日から施行する。</u>	された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による１日の正規の勤務時間（以下「１日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を７時間４５分をもって１日（第１号から第３号まで及び第６号から第９号までに掲げる期間にあっては２分の１日とし、第１０号及び第１１号に掲げる期間にあっては３分の１日とする。）として換算した日数（１日（第１号から第３号まで及び第６号から第９号までに掲げる期間にあっては２分の１日とし、第１０号及び第１１号に掲げる期間にあっては３分の１日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (１)～(９) 略 (１０) 法第２６条の２第１項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。<u>以下同じ。</u>）をしている職員として在職した期間 (１１) 法第２６条の３第１項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。<u>以下同じ。</u>）をしている職員として在職した期間 (１２)、(１３) 略 ２～４ (略) ５ 前３項に定めるもののほか、第１項の欠勤等日数の算定に当たっては、１日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>法第２６条の２第１項に規定する</u>修学部分休業により勤務しない時間、<u>法第２６条の３第１項に規定する</u>高齢者部分休業により勤務しない時間<u>又は育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業により勤務しない時間</u>（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第１項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
--	---